

令和 7 年 月 日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市都市計画税制審議会
会長 坂巻 仁志

都市計画税のあり方について（答申）

令和 7 年 8 月 1 8 日付け企第 1 8 9 号で諮問のあったことについては、下記のとおりです。

記

1 総論

本市の都市計画税率は長期にわたり据え置かれております。都市計画税は、都市計画道路、公共下水道事業及び土地区画整理事業の整備に活用されており、今後も、都市計画道路の整備や公共下水道施設の更新など、市民生活に不可欠な都市基盤整備を計画的に進める必要性は理解できます。

過年度や今後 5 年間の都市計画事業費等に対する都市計画税の充当状況などを考慮すると、現行の都市計画税率では、都市計画事業費等の財源としては不足していると考えられます。

今後も都市計画事業を継続的に実施するために必要な財源を確保するためには、都市計画税率の見直しについてはやむを得ない状況であると考えます。

ただし、昨今の物価高や社会経済状況による市民生活の影響についても、配慮する必要があり、市民への丁寧な説明が求められます。

2 審議の経緯

当審議会は、全体で 4 回の会議を開催し、市民生活に直結する都市計画税のあり方について、慎重に議論を重ねてまいりました。

都市計画税は、原則として市街化区域の土地及び家屋に課税され、都市計画法に基づく都市計画事業及び土地区画整合法に基づく土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税という性質からも、立場の違いなどにより様々な意見が出され、活発な議論が行われました。

諮問事項の「都市計画税のあり方」については、都市計画税の賦課について、その税率水準をどの程度にするべきか、当市における都市計画事業等の実態や都市計画事業費の推計値をもとに意見を求めるものでありましたが、税率水準につきましては、審議会として明確な税率を示すことの合意には至らず、また、税率の見直しの時期などについても広範な意見が出されましたので、項目ごとに出された意見をまとめることで、審議会としての答申としました。

なお、各委員の意向や考えの取りまとめ結果及び審議会の会議録を本答申の附属資料として添付します。

3 審議会で出された意見

(1) 適正な税率水準について

- ・ 現行の都市計画税率は、都市計画事業費等の財源としては不足していると考えられ、都市計画事業を継続的に実施するために、都市計画事業に充当する一般財源に対する都市計画税の割合を是正すべきである。これにより、将来世代に対する不要な地方債の借入を避けるべきである。
- ・ 税率を決定する上では、市の財政において市民へのサービスを維持するための一般財源などの財政状況を勘案し、都市計画税をどの程度徴収するか検討すべきである。
- ・ 都市計画道路事業及び土地区画整理事業の受益を受けるのは市民全体であり、市街化区域内で受益者負担となる事業は公共下水道事業のみであることから、都市計画事業全般について、原則として市街化区域内のみに賦課される都市計画税を主な財源とする考え方は適していないと考える。

(2) 見直しの時期について

- ・ 昭和53年度からの都市計画税制導入時から、現行の税率で見直しがされてこなかったという経緯も踏まえると、結果的に庁舎火災と税率の見直しがされる時期が重なることについての市民感情について十分に配慮する必要がある。
- ・ 老朽化による公共下水道管の大規模更新や都市計画事業及び土地区画整理事業の進捗状況を考慮して、見直しの時期を検討する必要がある。
- ・ 現在の物価高による厳しい経済状況により、国において減税や給付金の議論が行われている中で、市民生活への影響を考慮し、段階的に見直しを行うなどの措置を検討する必要がある。

(3) 市民への丁寧な説明について

- ・都市計画税率の見直しに当たっては、市民生活への影響を最大限に配慮するとともに、税率改定の必要性について、審議会の議論なども含めて市民に対して丁寧な説明を行うべきである。
- ・市民への説明に当たっては、都市計画事業や土地区画整理事業の見通しや必要性とともに、市全体の財政状況について、一般財源の切迫具合など、なぜこの時期に見直しを行うのか市民が納得できる説明を行うべきである。
- ・一般的に税の賦課徴収に関することは、パブリックコメントについては、なじまないものと考えられる。一方で、市民の理解と納得感を高めるため、パブリックコメントの実施も含め、様々な機会や手段で市民に対して分かりやすい説明を検討されたい。

(4) その他配慮すべきこと

- ・都市計画税は固定資産税に税率がかけられるものであり、所得の有無などは考慮されないことから、税率を上げる際には社会情勢なども慎重に検討されるべきである。
- ・将来、都市基盤整備が減少した際には、税率の低減など弾力的に運用すべきである。また、今後の社会経済情勢の変化や都市計画事業の進捗状況に応じて、都市計画税のあり方は検証されるべきであることから、定期的な見直しの仕組みを検討するべきである。
- ・都市計画事業は、主に市街化区域で事業が行われることにも留意し、都市計画税制度の適正な運用に努めるべきである。